

## 第2章 計画地の環境

### 2-1 自然的環境

#### 1 仙台城跡の位置

仙台市は、宮城県のほぼ中央に位置しています。市域は東西 50.579 km、南北 31.204 km と東西に長く、面積は約 786 ㎢です。東は太平洋に面し、北は富谷市、多賀城市、西は山形県、南は名取市、川崎町に接しています。

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方にある青葉山丘陵の広瀬河畔に面する先端部に位置しています。



図 2-1 仙台市全域図（「データ仙台 2019」の図を引用し加工）

#### 2 仙台市の気候

太平洋に面した海洋性気候<sup>\*</sup>のため寒暖の差が少なく、冬は奥羽山脈からの乾いた北西の風のために積雪も少ない特徴があります。過去 10 年間 (2010 ~ 2019) の記録によると、年平均気温は 13.2℃ (最高 37.3℃、最低 -7.4℃)、平均年間合計降水量は 1,281.1mm です。令和元年 (2019) の記録では、年平均気温 13.6℃ (最高 36.1℃、最低 -3.6℃)、合計降水量 1,389.5mm、最深積雪は 7 cm (1 月) です。

(参考：気象庁ホームページ 「過去の気象データ・ダウンロード」「日ごとの値」)

#### 3 仙台城跡の地形

青葉山丘陵は仙台市街地の西方に位置し、鮮新統<sup>\*</sup>の仙台層群と中部更新統<sup>\*</sup>青葉山層で構成されます。丘頂部には 4 面の高位段丘面 (高位より青葉山 I ~ IV 面) が分布し、南西から北東にかけて高度を減じています。標高は青葉山 I 面で 190 ~ 200 m 程度、青葉山 IV 面で 90 ~ 120 m 程度です。小河川による開析はそれほど進行していませんが、例外として竜の口沢のみが深い峡谷となっています。青葉山丘陵の南東縁は、

長町一利府線に限られ低地と接しています。また、長町一利府線とその副断層である大年寺・鹿落坂両断層は、青葉山面（丘陵）に変位をもたらし、大年寺山付近には隆起帯が形成されています。

仙台城跡の各曲輪は段丘面に位置しており、本丸跡は青葉山段丘、二の丸跡は仙台上町段丘、東丸（三の丸）跡および追廻地区は仙台下町段丘にあたります。

（参考：『仙台市史 特別編1 自然』平成6年3月）

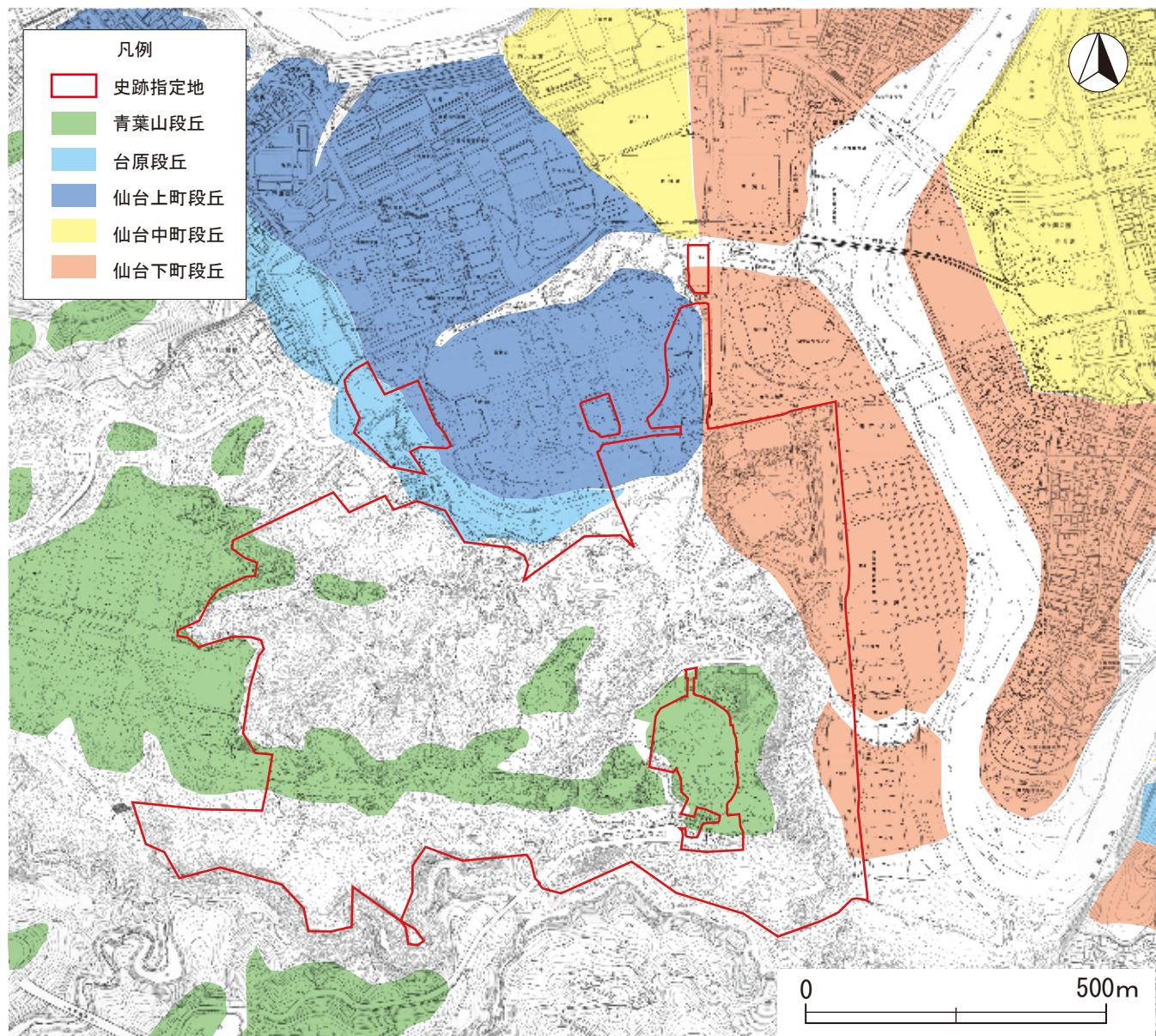


図2-2 仙台城跡周辺の段丘分布図（『仙台市史 特別編1 自然』所収の図を引用し加工）

#### 4 仙台城跡の地質

青葉山には、鮮新統の仙台層群が下位から「竜の口層」「向山層」「大年寺層」の順にあり、上位に更新統の「青葉山層」が分布しています。

「竜の口層」は、主にシルト岩・砂岩および凝灰岩からなり、多種類の動植物化石を産出しています。「向山層」は、主に砂岩・シルト岩・凝灰岩・亜炭\*からなります。大年寺層との境界に近い層準には厚さ80cm～1m、最大2mの亜炭層があり、かつて燃料として採掘が行われていました。

「大年寺層」は、主に砂岩およびシルト岩からなり、一部に亜炭を挟んでいます。

「青葉山層」は、下部の二ツ沢礫層と上部の越路火山灰からなります。二ツ沢礫層は径5～30cmのよく円磨された安山岩礫を主としています。越路火山灰は数枚の降下火山灰からなりますが、暗赤褐色粘土質火山



灰を主としています。

亜炭採掘は、明治時代から昭和40年代まで行われていました。採掘が行われなくなった後、本丸跡付近の坑道では、昭和63年（1988）に充填閉塞工事が行われています。

（参考：『仙台地域の地質』地質調査所 昭和61年

『青葉山公園仙台城石垣修復工事（仙台城跡本丸北壁石垣）工事報告書』仙台市建設局 平成18年）

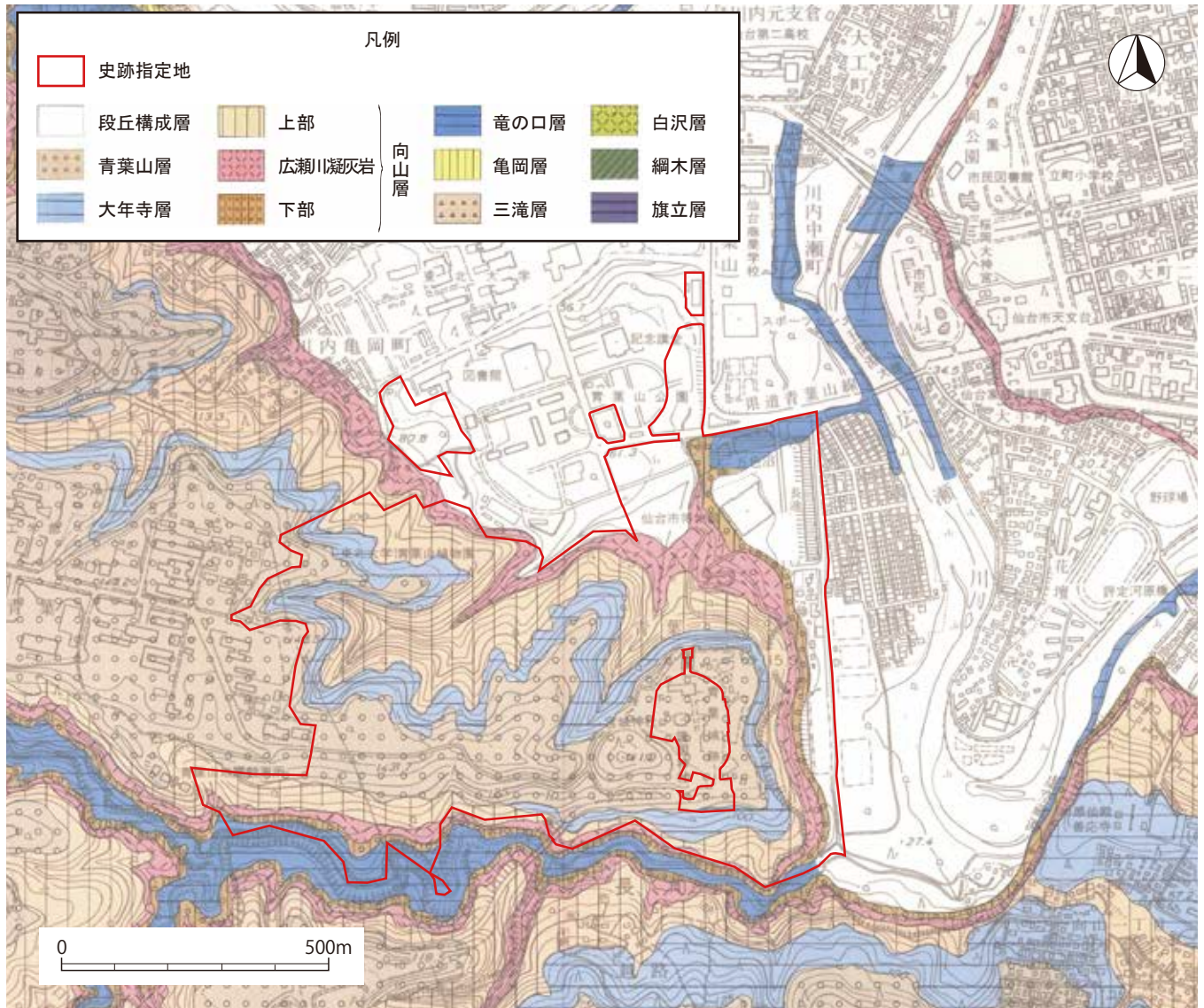


図 2-3 仙台城跡周辺の地質分布図（『仙台城址の自然』1990 付図を引用し加工）

## 5 仙台城跡周辺の動植物

仙台市教育委員会は、平成元年（1989）に仙台城跡自然環境総合調査会（代表 加藤陸奥雄）に委託し、仙台城跡の自然環境の調査を行い、平成2年（1990）に報告書を刊行しました。以下に、主に各地区で確認された動植物について抜粋、一部追記して掲載します。

### （1）植物

#### ①東北大学理学部附属植物園（御裏林）

園内は、モミやアカマツの自然林とコナラの二次林がほとんどで、これにブナやイヌブナなどが混在します。モミ、イヌブナ林にはアカガシ、シラカシ、ウラジロガシ、アラカシ等のカシ類も良く混じり、暖温帯林から冷温帯林への移行帯の中間温帯林です。沢筋ではサワシバ、アカシデ、イヌシデなども多く混

じります。これらの森林の一部は、東北大学に移管される以前は薪炭林として間伐されたところもあったようですが、植物園として保護された結果、現在では本来の植生がよく回復しています。カヤラン、マツラン、ノキシノブ、ヒメノキシノブなどの着生植物が豊富に見られることも森林の発達状態の良さを物語っています。林床にはスズタケ、ヒメノヤガラ、ムヨウラン、ユウシュンラン、オヤリハグマ、センダイトウヒレン、ヒメシャガ、サクラソウ、オオケタネツケバナ、ミズ、ウワバミソウ、ニッコウネコノメ、ヤマネコノメソウなどがみられます。

コケ植物は、地上生の種類も樹幹上を覆うものも、本沢では種類、量ともに豊富です。

## ②本丸跡 宮城縣護國神社境内地・本丸広場

本丸跡は人手がかなり入っており、青葉城本丸会館西側の小山（天守台）にやや自然の景観が残されているにすぎません。この小山をはじめ、神社境内地には以下の植物が確認できます。

スギ、ケヤキ、イヌシデ、コナラ、アカガシ、シロダモ、モミ、カヤ、イヌツゲ、アオキ、イタヤカエデ、サクラ、タカオカエデ、ヒノキ、サンゴジュ、ネズミモチ、アセビ、ホオノキ、ヤブラン、アズマザサ、アズマネザサ、ウラシマソウ、ヤブコウジ、ヤブラン、ジャノヒゲ

## ③本丸石垣

ノキシノブ、ヒメユキシノブ、ユキノシタなどが着生しています。

## ④本丸から川内への市道沿い

アカマツ、スギ、ヒノキが植栽されるほか、ケヤキやモミも残っています。夏にはウバユリが林立します。

## ⑤東丸（三の丸）跡

この地域の大部分が博物館の敷地となっており、自然の植生がほとんど残っていません。

（五色沼周辺・博物館裏）アカマツ、アカシデ、シロヤナギ、エノキ、ヤマグワ、オニグルミ、シロダモ、コナラ、ネムノキ、ケンボナシ、ミズキ、ヤブデマリ、オオイタドリ、ヤブコウジ、リュメンシダ、オオケタネツケバナ

（植林されたもの）ヤマザクラ、ソメイヨシノ、トチノキ、スギ

## ⑥川内・追廻

この地域の大半は人為的な環境であり、在来種のほかに街路樹、園芸植物、帰化植物などが多くみられます。コケ植物でも人為的影響が強く、自然植生と違った種がみられます。千貫沢には、胸高直径 60 cm におよぶモミやケヤキを交えた小規模な林が残っています。

（街路樹）メタセコイヤ、ヒマラヤスギ、ユリノキ、サクラ類、ポプラ、ヤナギ類、ケヤキ

（住宅地・路傍）オオイヌノフグリ、ヒメオドリコソウ、オランダミミナグサ、アカミタンポポ、セイヨウタンポポ、ノボロギク、スズメノカタビラ、タチタネツケバナ、カモガヤ、イヌムギ、ヒメムカシヨモギオオアレチギク、ヒメジョオン、サギゴケ、ヤブタバコ、オニタバコ、チチコグサ、ヤマイ、クサイ、ヒメクダ

（川内萩ホール裏の沢）モミ、ケヤキ、スギ、シラカシ、シロダモ、カヤ、イヌツゲ、アオキ、アズマザサ、ツルマキ、キツタ、オドリコソウ、タネツケバナ、ネコノメソウ



⑦竜の口溪谷

急峻な斜面には地形的極相林であるアカシデ林が帯状に成立し、また自然崖にはススキもみられます。崖の壁面にはタヌキランやダイヤモンドソウが着生し、壁面の中腹から谷底にかけてはツクシハギやキハギが多く、そのほかの場所には以下の植物が確認されています。

(川岸) クリ、コナラ、アカガシ、アカシデ、エドヒガン、アズマネザサ、ミヤギザサ、スズタケ、タニウツギ、アカメガシワ、オオイタドリ、シラネセンキュウ

(台地上) シロダモ、アオキ、イヌツゲ

(乾いた岩上) シロヤナギ、イヌコリヤナギ、タチヤナギ

(「仙台城址およびその周辺地域の植物相」『仙台城址の自然』仙台市教育委員会 平成2年を参考に作成)

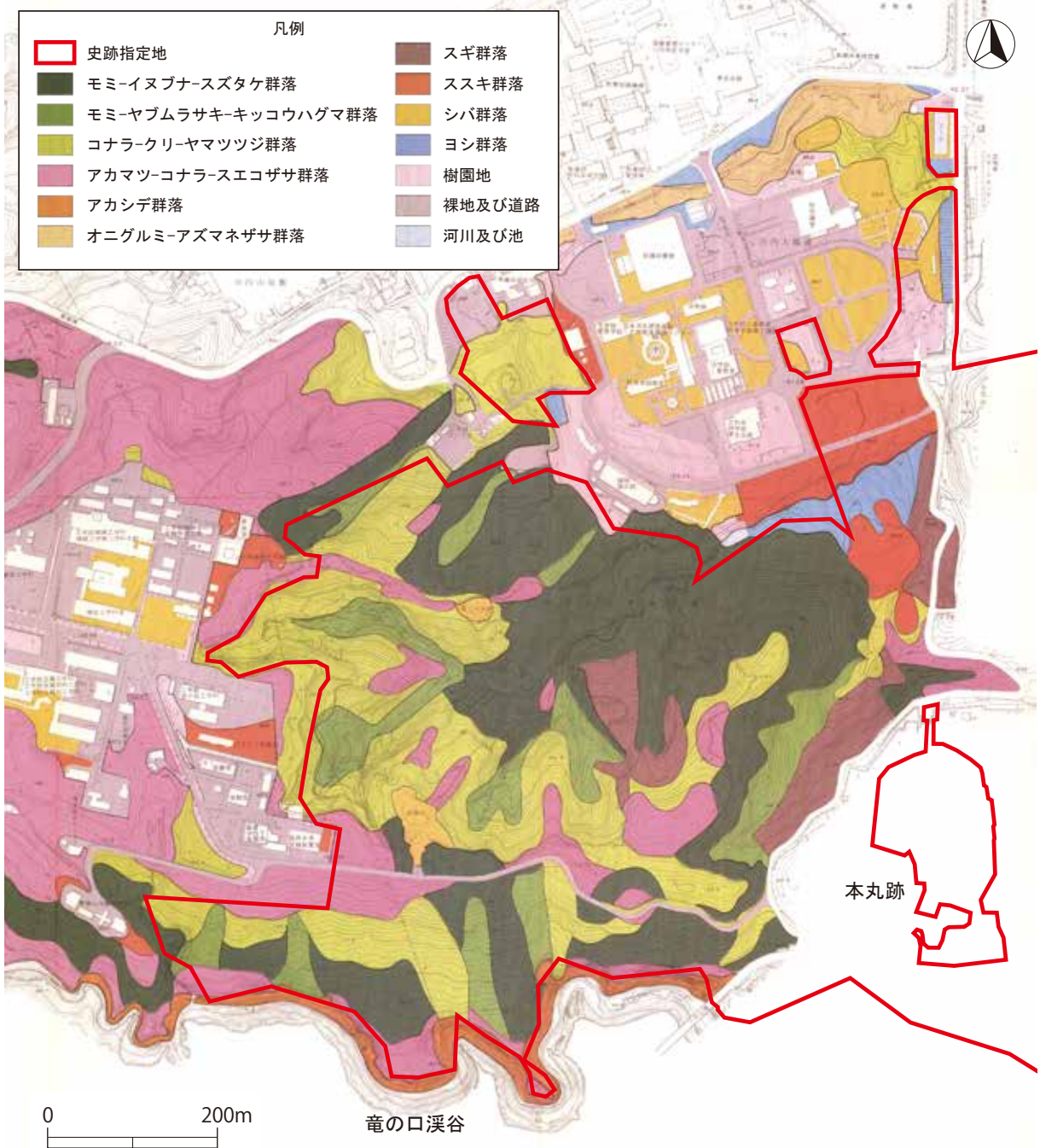


図 2-4 御裏林とその周辺の植生分布図 (『仙台城址の自然』1990 付図を引用し加工)

## (2) 動物

### ①哺乳類

仙台城跡を含む青葉山に生息する哺乳類では、ホンシュウモモンガ、ニッコウムササビなどが注目される種であり、そのほかにも下記の種の生息が確認されています。

ホンシュウヒミズ、アズマモグラ、ニホンヤマコウモリ、ニホンリス、ホンドハタネズミ、ホンドアカネズミ、ホンドヒメネズミ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ、ホンドテン、ハクビシン、トウホクノウサギ、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ

ニホンカモシカは特別天然記念物に指定されており、仙台城跡の石垣周辺でも出没が確認されています。また、ニホンツキノワグマは、まれに市道付近でも出没が確認されることがあり、市では注意喚起の看板を設置しています。

### ②両生類など

両生類と爬虫類は、植物園内では概ね人里から丘陵地に見られる種が確認されますが、トウホクサンショウウオやタゴガエルのように、丘陵地から山地にかけて生息する種も含まれており、植物園の自然環境の良好さを物語っています。

### ③鳥類

仙台城跡全体での鳥類は豊富に観察され、平成元～2年（1989～1990）の調査とそれ以前に確認されたものを合わせると15目36科121種であり、日本産の鳥類のうち21.8%が確認されました。内訳は、水辺の鳥類が15%程度、山野の鳥類が85%で構成され、山野の鳥類のうちスズメ目、キツツキ目の小鳥類が60%を占めています。仙台城跡周辺で普通種とみられるものには、カルガモ、コゲラ、ヒヨドリ、エナガ、シジュウカラ、メジロ、スズメ、ムクドリ、カラス類、トビ等が挙げられます。また、そのほかわずかに見られるものとして、アオバズク、オオタカ、チョウゲンボウなどが確認されています。オオタカは国内希少野生動物種とされていましたが、平成29年にその指定が解除されました。しかし、食物連鎖の頂点に位置し、豊かな里地里山生態系のシンボルともいえる貴重な種です。

（「仙台城址・青葉山地域の哺乳類」、「仙台城址およびその周辺地域の鳥類」

『仙台城址の自然』仙台市教育委員会 平成2年の内容を参考に作成）

参考文献：小野泰正「仙台市青葉山地域の動物相」『青葉山保存緑地調査報告書』

昭和54年（1979）青葉山保存緑地調査臨時専門委員会  
環境省ホームページ「生物多様性保全上重要な里地里山」  
東北大学植物園ホームページ

## 2-2 歴史的環境

### 1 仙台城跡の歴史的変遷

#### (1) 中世以前

本丸北壁石垣の修復工事に伴う発掘調査および二の丸跡の大学施設建設に伴う発掘調査では、縄文土器、石器が出土しています。また追廻地区の発掘調査では、弥生土器、古代の瓦（縄叩きのある平瓦）が出土しています。二の丸跡の西縁部では、平安時代の窯跡の可能性が考えられる遺構が発見されています。

#### (2) 中世の遺構

二の丸跡西側に、「川内古碑群」として登録されている板碑<sup>\*</sup>が2基存在します。一つは正安4年（1302）、もう一つは弘安10年（1287）の造立です。また、城跡の南東にある仙台大神宮には弘安5年（1282）造立の板碑がありますが、元は扇坂付近にあったものと伝えられています。経ヶ峯をはじめ近隣にも板碑が点在していることから、青葉山をはじめとする平野部西辺の丘陵部は、中世のある時期には霊地とみられていたと想定されています。

本丸北壁石垣の修復工事に伴う発掘調査では、築城に伴う整地層の下層から、虎口<sup>\*</sup>跡や堅堀<sup>\*</sup>などが発見されています。仙台城の築城に際し、築城以前にあった山城<sup>\*</sup>の遺構を埋め立てて曲輪を再構築していることを発掘調査により確認しました。確認された山城跡の時期や縄張りの詳細などについては、現在のところ不明ですが、観応2年（1351）の岩切城合戦<sup>\*</sup>に関する文書（「和賀義勝代野田盛綱軍忠状」『鬼柳文書』）に「虚空蔵城（楯）」の記載があることに加え、江戸時代に書かれた「東奥老士夜話」では、本丸にはかつて虚空蔵・千体の堂があり、仙台藩初代藩主伊達政宗による築城の際に愛宕山に移したと記されています。また、慶長5年（1600）12月の縄張<sup>\*</sup>始めの記事（「貞山公治家記録」（慶長五年十二月二十四日条）伊達家寄贈文化財（古記録）、仙台市博物館蔵）には、かつて国分盛氏が居住していたことと、城の側に千体仏があったことの記載があります。これらの内容と発掘調査成果との関係は不明ですが、「虚空蔵」城が仙台城かその周辺に存在したことが想定されます。なお、かつて仙台城にあったとされる千体仏は、市内の満蔵寺、大満寺、仙台大神宮に祀られています。

#### (3) 仙台城築城

初代藩主政宗は、慶長5年（1600）12月に縄張<sup>\*</sup>始めを行い、翌慶長6年（1601）1月から築城を開始しました。普請<sup>\*</sup>は、慶長7年（1602）にはほぼ完成したといわれていますが、その後も作事は続いたとみられ、本丸御殿大広間は、慶長15年（1610）に完成しています。

なお、初代藩主政宗が中国唐代の漢詩をもとにそれまでの表記である「千代」を「仙人が住む高台」を意味する「仙台」へと変えたとされるのも、仙台城築城に前後する時期であったと考えられます。

初代藩主政宗は寛永4年（1627）に幕府の許可を得て仙台股敷構（若林城）の造営を始め、寛永5年（1628）に移徙<sup>\*</sup>し、晩年の住まいとしました。

#### (4) 二の丸の造営

現在の二の丸跡の範囲には、初代藩主政宗四男の宗泰の屋敷が存在したと記録にあり、元和6年（1620）に初代藩主政宗長女の五郎八姫の屋敷である西屋敷が建てられました。その後、寛永13年（1636）に初代藩主政宗が江戸屋敷で死去すると、二代藩主忠宗は、寛永15年（1638）幕府の許可を得て屋敷構（二の丸）の造営を開始します。造営にあたっては、初代藩主政宗の死去に伴い廃城となった若林城の建物の多くが移



築されたといわれています。二代藩主忠宗は寛永16年（1639）6月に移徙し、二の丸が藩政の中心となっていきます。

当初の二の丸は、西屋敷の隣に造営されていましたが、元禄年間（1688～1704）四代藩主綱村により西屋敷を取り込む形で改造され現在の二の丸跡の範囲になります。その後、文化元年（1804）の落雷による火災で建物の大部分が焼失しましたが、同年に再建されます。

なお、二の丸造営後の本丸は、大広間や懸造<sup>\*</sup>などが残され、年中行事としての祈祷や、藩主が入府した際に儀礼を行う場などとして幕末まで使用されていました。

### （5）城の維持管理

仙台城跡は地震や大雨などによる被害により、石垣や土手などの修復が繰り返し行われた記録があります。特に大きな被害は地震によるものです。正保3年（1646）には、地震により石垣が崩れ、本丸の櫓3棟が倒壊しています。倒壊した櫓は再建されませんでした。寛文8年（1668）には、地震により城内各所の石垣が崩れ、特に本丸北部の石垣が大きく崩れました。石垣や土手などの修復の普請にあたっては、幕府に修復窺を提出し、許可を得て修復を行っています。現在、修復許可の老中奉書の写しおよび正文は、内容を別に記録したのものも含め多数確認されています。

### （6）明治維新と陸軍の配置

明治元年（1868）、仙台藩は新政府軍に降伏しました。明治2年（1869）、版籍奉還に伴い、二の丸に勤政庁<sup>\*</sup>が置かれました。明治4年（1871）には廃藩置県により仙台県となり、二の丸には陸軍の組織である東北鎮台<sup>\*</sup>が置かれました。明治6年（1873）、全国の城郭の取扱いを定めた「全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方」で、存城（城として残す）とされました。また、東北鎮台が仙台鎮台に改称されました。仙台鎮台は二の丸の建物を使用していましたが、明治15年（1882）に火災が起き、二の丸の殿舎は焼失しました。仙台鎮台は明治21年（1888）陸軍第二師団となり、昭和20年（1945）まで存続しました。また、陸軍により大手門前の道路は、本来の屈曲した形状から直線的な形状に付け替えられました。

### （7）廃城後の本丸の変遷

本丸跡は軍の管理下であったものの、軍の施設は建設されなかったようです。しかし、本丸大広間跡付近に遺構を壊すように掘られた大規模な溝跡が確認されており、一時的に演習等で使用された可能性があります。本丸にあった建物は明治7年（1874）頃には解体されたと考えられ、明治9年（1876）に明治天皇の行幸がありましたが、本丸御殿大広間は既になかったと伝えられています。その後本丸跡は軍事関係の慰霊の場とされました。明治35年（1902）には、第二師団殉国軍人弔慰のために昭忠碑が建設され、明治37年（1904）には招魂社が建設されました。これら本丸にある施設を参拝するために、追廻から巽門跡、清水門跡、沢門跡に至る築城当初の登城路が改めて軍により整備されたとみられます。

大正14年（1925）仙台市が軍用地の一部を借用し、青葉山自然公園とし、大手門を通り本丸まで通行できるようになりました。仙台城跡が市民のための公園として利用される始まりです。八木山公園の開園にあわせて仙台城跡から八木山へ通じる道路計画が立てられ、昭和3年（1928）から工事が開始され昭和5年（1930）に道路が、昭和6年（1931）に八木山橋が竣工しました。昭和14年（1939）には招魂社は宮城縣護國神社に改められました。その後昭和17年（1942）にかけて神社と周辺の造成工事が行われましたが、その際、本丸北西部を通り八木山橋へ通じる道路が新設されました。



## (8) 終戦後の経緯

昭和20年(1945)7月10日、仙台空襲により城内の第二師団の建物に加え、巽門、護國神社社殿、昭和6(1931)年に国宝に指定されていた大手門、大手門脇櫓等が焼失しました。終戦後、昭和20年(1945)10月には、追廻地区に500戸の住宅が建設されました。また、同年、アメリカ軍が二の丸跡に駐留し、造成や建物建設が行われました(キャンプセンダイ)。その際に、大手門跡を通る道路は掘削され、中島池跡が埋め立てられたとみられます。昭和28年(1953)、青葉山公園が都市公園として開園します。昭和32年(1957)に二の丸跡が日本に返還され、その後は東北大学の学舎などが建設され、現在も東北大学川内キャンパスとして利用されています。

昭和37年(1962)、市民の発案をきっかけに青葉城大手門並隅櫓復興期成会が設立され、昭和38年(1963)から大手門脇櫓の再建を開始し、昭和42年(1967)に同会から市に寄附されました。

平成7年(1995)、市は仙台開府400年を記念し、本丸北壁石垣を修復し、その北東角に良櫓を復元することを表明しました。平成9年(1997)から本丸北壁石垣の修復工事が開始され、石垣解体に伴う発掘調査が行われました。その結果、現在の石垣の内部にさらに2段階の古い石垣の存在を確認するなど貴重な成果が得られたため、良櫓建設の是非についての議論が市民の間で高まりました。平成14年(2002)に市は良櫓建設を中止し国史跡指定を目指すことを発表し、平成15年(2003)8月に、仙台城跡は国史跡に指定されました。

平成23年(2011)3月、「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」が発生し、仙台城跡の石垣や崖面などに大きな被害が生じました。被害の大きかった箇所については文化庁の補助を受け、平成28年まで修復工事が行われました。

## 2 仙台城下から「杜の都」へ

城下は、広瀬川を挟んだ城の東に広がる平坦な段丘に建設されました。南北にのびる奥州街道と、大橋より東へのびる大町通を基軸とした町割が行われました。両者の交差する地点は「芭蕉の辻」と呼ばれ、楼状の建物が建ち、高札場が設けられていました。町人町は、奥州街道や大町通などに沿って配置され、寺社は城下の周縁部に配置されました。

「仙台輪中(せんだいわのうち)」と呼ばれた城下の範囲は、次第に拡大し、江戸時代中期(17世紀末)には明治まで続く城下の範囲ができあがりました。寛永4年(1627)に初代藩主政宗の晩年の住まいである若林城の造営が始まると、仙台城下の南東部に若林城の城下町が建設されましたが、初代藩主政宗の死後、若林城は廃城となり、若林城下は最終的に仙台城下に組み込まれ、これにより仙台城下は更に範囲を拡大することとなりました。

仙台城下では、水利施設として四ツ谷用水が建設され、郷六から取水した広瀬川の水が、城下で生活用水として利用されていました。

城下の特徴の一つは、武家屋敷の占める割合が大きいことです。特に、城の北側と、城に直面する広瀬川沿いの片平から西公園にかけての地区には、広大な敷地を持つ武家屋敷が配されていました。武家屋敷には藩の奨励もあってさまざまな樹木が植えられました。

近代以降は、その屋敷林に由来する緑豊かな市街地が形成されていきました。そして、明治30年代から大正時代にかけて慰霊の場や公園となった仙台城本丸跡を訪れ市街地を望む多くの市民等は、眼下に「杜の都」と呼ぶに相応しいその特徴的な景観を目の当たりにすることとなりました。こうして仙台城跡からの眺望は、本市を特徴付ける「杜の都」という呼称の普及に大きな役割を果たしていきました。この意味で仙台城跡は、今も「杜の都」を見守り続けているといえます。



図 2-5 大手門および大手門脇櫓の古絵葉書  
昭和 10 ~ 20 年 (1935 ~ 45)、仙台市博物館所蔵



図 2-6 本丸北壁石垣北東部で確認された石垣の変遷



被災時



修復後

図 2-7 東日本大震災による本丸北西石垣の被災と修復状況

### 3 仙台城跡の縄張

#### (1) 外郭線

仙台城跡は主に自然地形により区画されています。北は千貫沢で区画され、二の丸殿舎の範囲は堀状に整形されています。東は広瀬川と川沿いの石垣により区画され、城下と対峙しています。南は竜の口溪谷の急崖で区画され、西は御裏林と呼ばれた山林があります。西から本丸へつながる尾根には、3本の堀切<sup>\*</sup>が設けられています。

#### (2) 曲輪の配置

本丸は城内の最高所(大広間付近で標高約 116 m)に設けられ、正保城絵図には東西 435 間、南北 147 間と記される広大な曲輪です。二の丸は本丸の北西部の平坦地に位置しています。本丸の北側の麓には蔵屋敷、御米蔵、東丸と呼ばれた曲輪があり、水堀と土塁<sup>\*</sup>で囲まれています。

天和 2 年(1682)以降に作成された城下絵図および城絵図は、ほぼ現在と同じ城郭の形を描いています。それによると、「丸」が付く場所は、「本丸」「二之丸」「東丸」「西丸」であり「曲輪」が付く場所は、「腰曲輪」「沢曲輪」「中曲輪」「中島曲輪」となっています。これらは、いわゆる「曲輪」として認識されていた場所を示していると考えられます。

幕府に提出した修復窺絵図の控、享保 6 年(1721)の「仙台城普請奉窺候絵図」の記載では、「本丸」「二之丸」とそのほかの順で記されており、「本丸」として「中曲輪」「清水門」「東丸」「子門」など、「二之丸」として「大手門南脇櫓」「用所」「大手門と詰之門の間の水落堀」などと記されています。また、元文元年(1736)



の修復窺覚の写し（「獅山公治家記録（元文元年六月六日条）」伊達家寄贈文化財（古記録）、仙台市博物館蔵）では、「本丸」「中曲輪」「東丸」「巽門外南之方川端石垣」「二丸外北之方千貫橋」の順で記されています。

これらのことから、主要な曲輪としては「本丸」と「二の丸」があること、東丸・中曲輪・沢曲輪は「本丸」に含まれる、もしくは準ずるという認識とみられること、二の丸は、御殿のほか、勘定所等の「用所」まで含めた認識とみられることが考えられます。

### （3）2つの大手道（登城路）と城郭構造の変遷

仙台城跡は、築城期の山城的性格と二の丸造営後の平城<sup>\*</sup>的性格をあわせもつ城郭構造に大きな特徴があり、これは徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映している点で重要です。仙台城跡にみられる本丸への2つの登城路（図2-8）の存在も、この時代の変化を反映したものであるとすることができます。

初代藩主政宗が隣国の上杉氏との戦に備えていた築城期は、巽門から清水門、沢門を経て本丸へ至る登城路（巽門登城路）が大手道（本丸への主要な登城路）であったと考えられています。屈曲した登城路とそれを囲むように配置された曲輪群に、高い防御性を持つ山城としての性格が表れています。

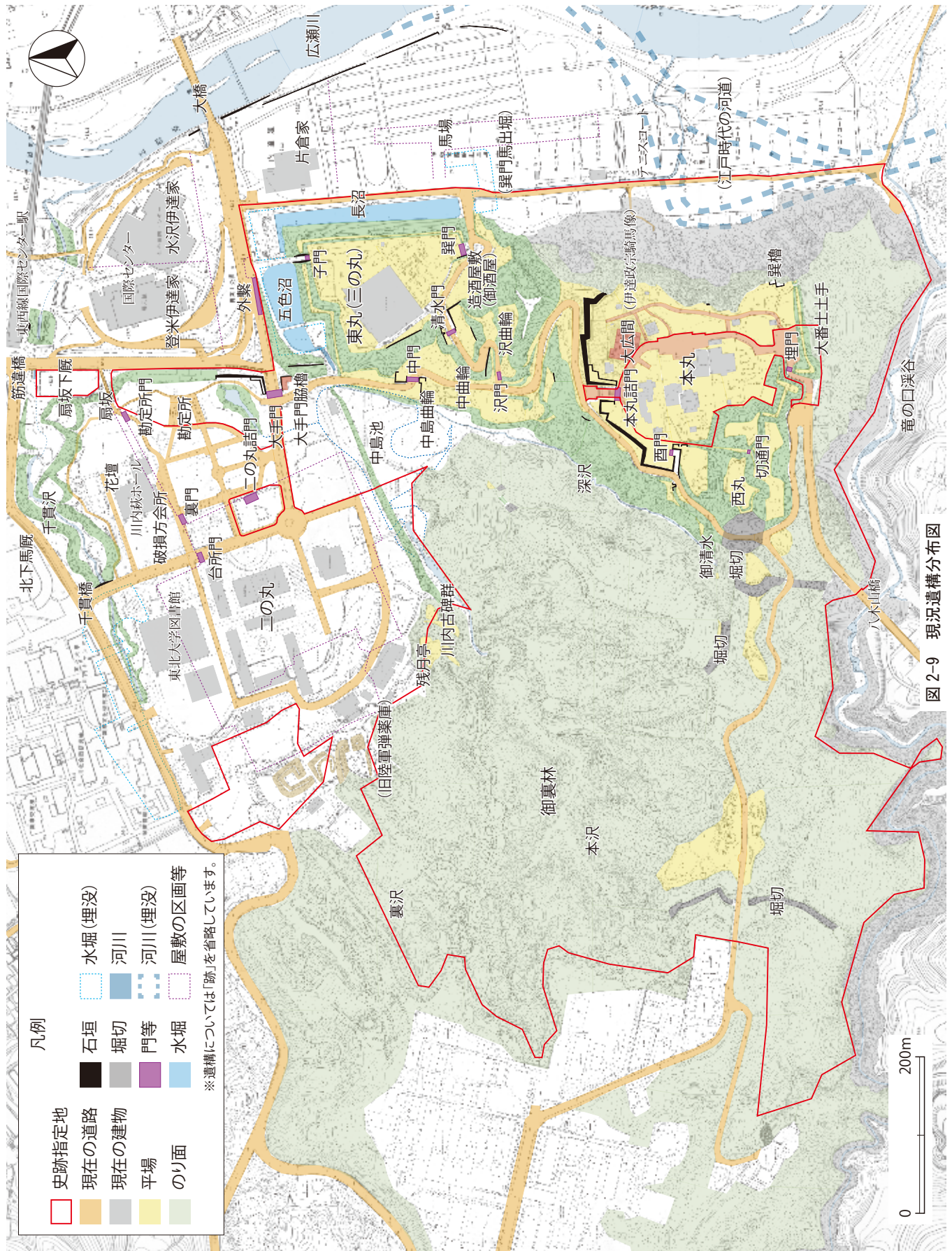
一方、大手門から中門を経て本丸へ至る登城路（大手門登城路）は、大手門の建築にあわせて成立した大手道と考えられます。この際、仙台城の大手道は巽門登城路から大手門登城路に移ったものと考えられます。大手門の正確な建築時期は不明ですが、遅くとも藩の政庁が本丸から二の丸に移った頃には完成していたと考えられます。大手門登城路は、以後廃城まで本丸に至る大手道として維持されました。

また、時代の移り変わりとともに、城内高所からの眺望や城下からの城の景観が持つ意味も変化しました。本丸からの眺望は、築城期における敵軍の監視という軍事的役割から、家臣、城下への示威や監視といった社会的・政治的役割をもつものとなり、城下からみた城の景観も、高所に造られた山城から、本丸に加えて大手門や二の丸御殿を中心として藩の権威を示す近世城郭へと変化しました。



図2-8 仙台城跡空撮（東から）（2016年撮影）







## 4 仙台城跡周辺の歴史資産

仙台市街の大半は、昭和20年（1945）の空襲により焼失したことから、江戸時代以来の建造物はほとんど残っていません。また、敗戦後新たに道路の建設や、既存道路の幅員拡張が行われており、江戸時代の風情をしのぶのは困難な状況ですが、江戸時代当時の道筋や区画は現在でもたどることができます。

表 2-1 仙台城跡と周辺の歴史資産

1	仙台城跡	6	西館跡	11	陸奥国分寺薬師堂	16	石切丁場推定地
2	経ヶ峯伊達家墓所	7	愛宕神社、 大満寺虚空蔵堂	12	榴岡天満宮	17	石切町
3	亀岡八幡神社	8	茂ヶ崎山伊達家墓所	13	東照宮	18	石垣町
4	大崎八幡宮	9	北目城跡	14	奥州街道		
5	四ツ谷用水取水口	10	若林城跡	15	芭蕉の辻		

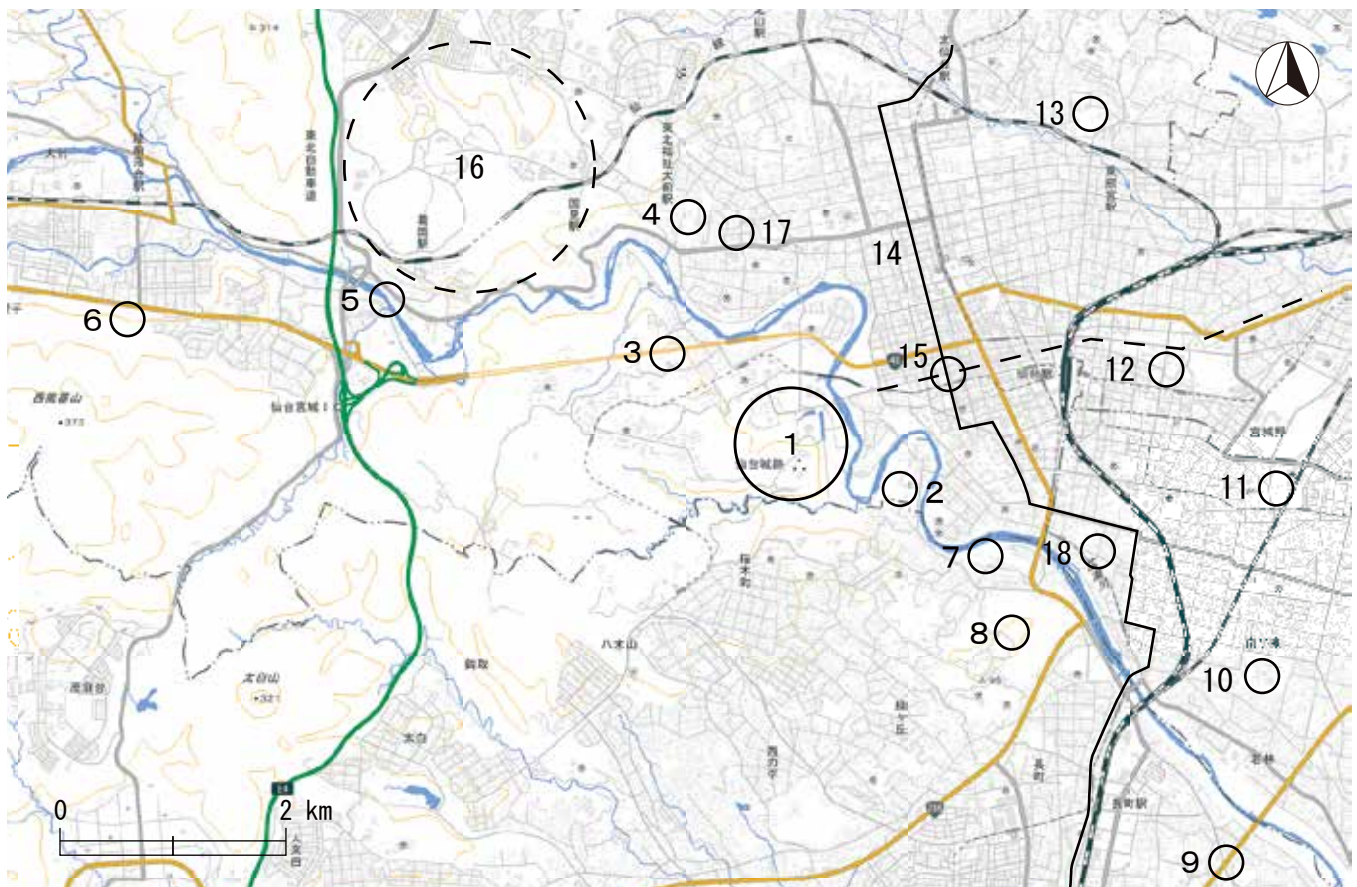


図 2-10 仙台城跡と周辺の歴史資産（地理院タイルに方位、スケールバー、歴史資産の位置を追記して掲載）

## 2-3 社会的環境

### 1 仙台市の市勢

明治22年(1889)に市制を施行し、以後周辺の町村の編入により市域が拡大しました。昭和62年(1987)に宮城町、昭和63年(1988)に秋保町、泉市の編入により、平成元年(1989)4月に政令指定都市に移行しました。

#### (1) 仙台市の人口

人口は、明治22年(1889)の市制施行以来ほぼ一貫して増加傾向にあり、平成11年(1999)5月には人口が100万人に到達しました。令和3年(2021)3月1日現在の仙台市の推計人口は、1,091,936人です。

#### (2) 仙台市の産業

市内の産業は、商業・サービス業を中心とした第3次産業の比率が高く、次いで建設業や製造業を中心とした第2次産業の比率が高くなっています。仙台城跡の所在する青葉区では、第3次産業の中でも、卸売業・小売業の比率が高く、次いで宿泊業・飲食サービス業の比率が高くなっています。

#### (3) 仙台市・仙台城跡への交通

##### ①公共交通機関を利用する場合

海外を含めた仙台市外から、公共交通機関を用いて仙台城跡を訪れる場合は、JR仙台駅を経由する必要があります。JR仙台駅へは、飛行機、鉄道等の公共交通機関を利用して訪れることができます。

海外や県外等の遠方から飛行機を利用して仙台城跡に訪れる場合、仙台空港から仙台空港アクセス線を利用してJR仙台駅に向かいます。なお、仙台空港へは、札幌・東京・名古屋・大阪・福岡等11箇所と、ソウル・大連・北京・上海・台北・バンコクから直行便が就航しています。(令和3年3月現在一部運休中)

JR仙台駅からは地下鉄東西線、るーぷる仙台、仙台市営バス等の手段で仙台城跡を訪れることができます。

##### ②自動車を利用する場合

自動車を利用して仙台城跡を訪れる場合は、国道4号または東北自動車道(仙台宮城I.C.)より市街地に入り、大手門跡から仙台市道仙台城跡線を通って本丸跡を訪れるルートが、現状で最も利用されているアクセス方法となっています。

駐車場は、本丸跡内の民営駐車場、麓の仙台市博物館駐車場(扇坂下臨時駐車場を含む)、地下鉄東西線「国際センター駅」の北側駐車場を利用することが可能です。

##### ③徒歩による場合

JR仙台駅からは徒歩やレンタサイクル「仙台コミュニティサイクル DATE BIKE」を利用して、仙台市街地を通って仙台城跡を訪れることができます。



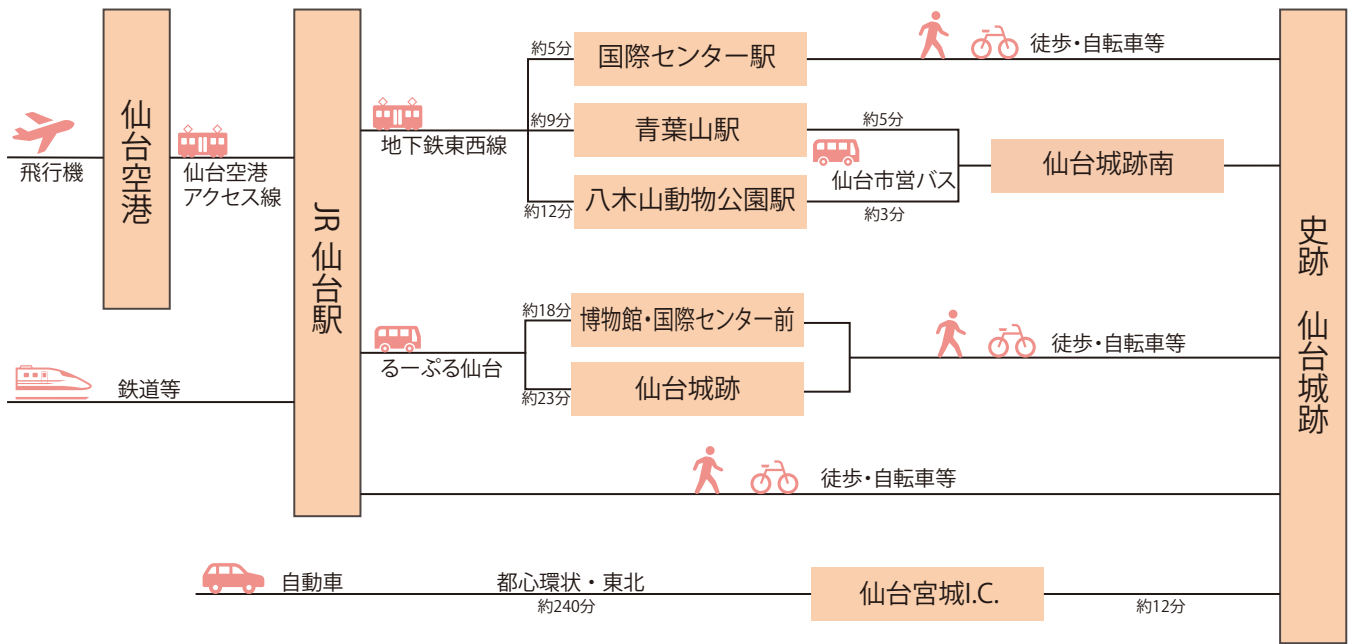


図 2-11 現状の仙台城跡までのアクセス

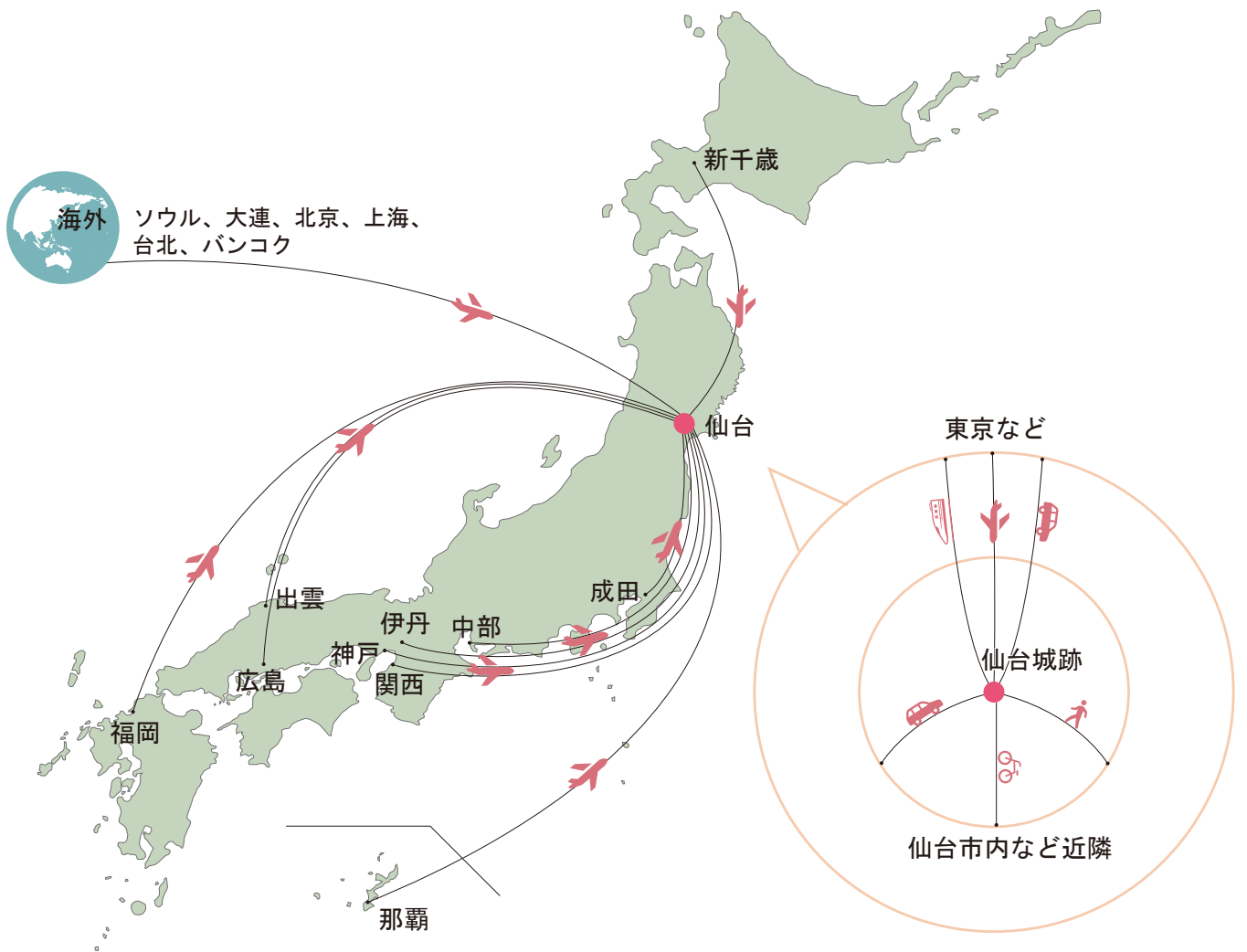


図 2-12 現状の広域動線

#### ④現状の史跡内の見学動線

[るーぷる仙台バス停「仙台城跡」・本丸跡内にある民営駐車場⇒本丸北東部]

歩行者が多く利用するルートです。ただし、バス停または駐車場から本丸北東部への限定した動線となっています。

[そのほか史跡内の動線]

仙台城内の主なルートは以下のとおりです。

- A 扇坂⇒二の丸跡⇒大手門跡
- B 大手門跡⇒東北大学キャンパス⇒天然記念物青葉山（東北大学植物園）
- C 大手門跡⇒市道仙台城跡線⇒中門跡⇒本丸跡
- D 仙台市博物館⇒博物館敷地または長沼東側⇒巽門跡⇒本丸跡

このうち、C・Dは仙台城跡の登城路です。

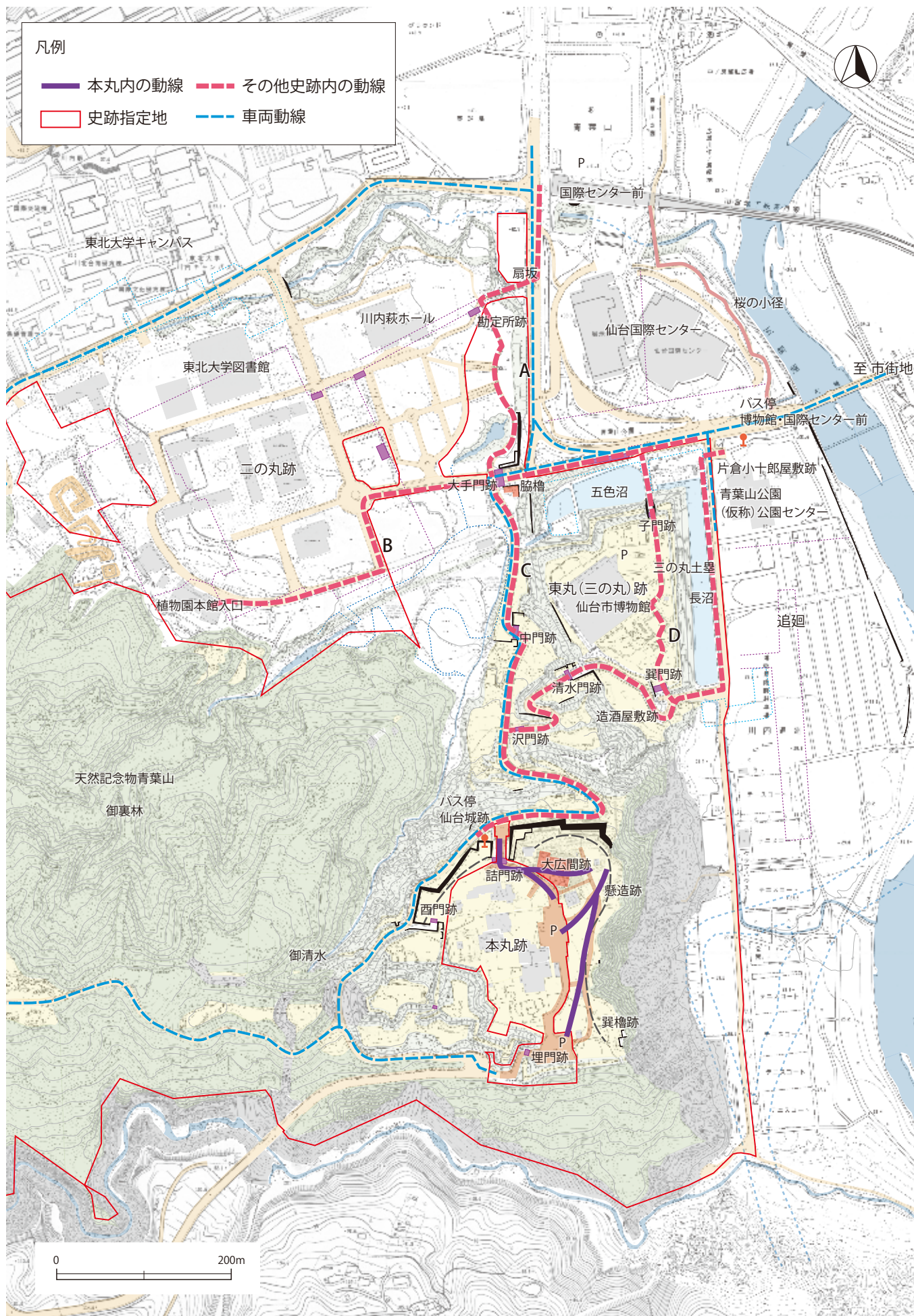


図 2-13 現状の仙台城跡内での動線



#### (4) 仙台市の観光

本市は、温泉や溪谷などの「自然的資源」や、初代藩主政宗が礎を築いてきた「歴史・文化的資源」、東北の玄関口としての「都市的資源」を生かし、観光資源や文化振興に取り組んでいます。

観光客からは、歴史ある古都というイメージに加え、地元ならではの食を楽しめる場所として人気がある一方で、宮城県および近隣県からは大勢の買物客が訪れ、東北におけるビジネスの拠点でもあります。

表 2-2 令和元年度（2019）の観光客入込数等

	区分	人数
観光客入込数	仙台市全体 「令和元年 仙台市観光統計基礎データ」より	21,810,557 人
	仙台城跡・瑞鳳殿・仙台市博物館 『データ仙台 2020』より	1,013,395 人
来館者数	仙台城見聞館	128,911 人
	瑞鳳殿	276,752 人
	仙台市博物館	111,482 人
るーぷる仙台バス停降車数	博物館・国際センター前	22,544 人
	仙台城跡	147,472 人
宮城縣護國神社駐車場利用者数		465,000 人

#### (5) 仙台城跡周辺の教育施設

仙台城跡は立町小学校、第二中学校の学区内に位置しており、近隣の高等学校は、仙台第二高等学校、近隣の大学は、東北大学川内キャンパス、東北大学青葉山キャンパスがあります。

仙台城跡に近い市民センター等として、片平市民センター、川内コミュニティセンターがあり、仙台城跡とその周辺の博物館等として、宮城県美術館、仙台市博物館、仙台城見聞館、青葉城資料展示館、東北大学植物園本館（展示ホール）、東北大学総合学術博物館、瑞鳳殿資料館などがあります。また、集客施設として、仙台国際センター、川内萩ホール、国際センター駅青葉の風テラスなどがあり、令和4年度に追廻地区に青葉山公園（仮称）公園センターが整備される予定です。

（参考：仙台市ホームページ『データ仙台 2019』2019年9月

仙台市ホームページ「令和元年 仙台市観光統計基礎データ」



(4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）

史跡指定地の東部が都市公園「青葉山公園」となっています。

(5) 景観法（平成16年法律第110号）

景観法に基づく「仙台市『杜の都』景観計画」（平成21年3月）による地区分けがされています。市域全体を対象とした景観計画区域ゾーンとしては、本丸跡が「行楽地ゾーン」、史跡指定地の大半が「河川・海岸地ゾーン」、北部が「沿線市街地ゾーン」となっています。旧城下を景観重点区域としていますが、その中では、史跡指定地の大半は「青葉山・大年寺山ゾーン」、北東部は「広瀬川周辺ゾーン」となっています。

(6) 仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第4号）

史跡指定地、都市公園、「広瀬川の清流を守る条例」の環境保全区域は広告物の掲出が禁止されています。（ただし、法令の規定があるもの、国又は地方公共団体が公共の目的で設置するもの等は掲出できます）

(7) 広瀬川の清流を守る条例（昭和49年仙台市条例第39号）

広瀬川の豊かな自然環境や清流にふさわしい良好な水質を保全するため、指定区域内の建築や造成、木竹の伐採等に規制と許可基準を設けています。史跡指定地の大半が特別環境保全区域、北側が水質保全区域、追廻地区が第一種環境保全区域となっています。

以下に、「広瀬川の清流を守る条例施行規則」から、主な基準を抜粋します。

①高さ制限

区域	市街化区域
特別環境保全区域	10 mを超えない
第一種環境保全区域	20 mを超えない

②環境保全のための空地の確保

下表の保全用地を確保する（河川に接した土地では、これを河岸線に沿って確保すること）。

敷地の形状によりやむをえない場合や、自然的環境の保全のために講じられる代替措置が適切であると市長が認める場合を除く。

特別環境保全区域における保全率

用途地域等	工作物の敷地面積				
	160 m <sup>2</sup> 以上	150 m <sup>2</sup> 以上 160 m <sup>2</sup> 未満	140 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 140 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 未満
第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域	42%	35.9%	29.7%	23.6%	17.5%

第一種環境保全区域における保全率

用途地域等	工作物の敷地面積				
	160 m <sup>2</sup> 以上	150 m <sup>2</sup> 以上 160 m <sup>2</sup> 未満	140 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 140 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 未満
第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域	30%	25.6%	21.2%	16.9%	12.5%



③建ぺい率

用途地域 区域	第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域
特別環境保全区域	10分の3以下
第一種環境保全区域	50%以下

④色彩の制限

工作物の区分	色相	明度	彩度
屋根	2.5Rから5YRの範囲内であること	明度の値に彩度の値を加えた値が10以下の範囲内であること	彩度の値に明度の値を加えた値が10以下の範囲内であること
外壁	2.5Rから5Yの範囲内であること	—	2以下であること

※色体系はマンセル色体系による

⑤環境保全区域内のそのほかの行為の制限

	特別環境保全区域	第一種環境保全区域
宅地の造成	認められない	河川に接した土地では、高さが1m以下の盛土・切土で、河岸線から2m以上離れているもの（造成後の地貌が周辺の自然的環境と不調和とならず、自然崖の保全に支障を及ぼさない場合を除く）
土地の開墾	認められない	特になし
土石の採取	学術研究のために行うもの	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、地表から1m以内で行われるもの（学術研究のために行うものを除く）
土石の集積	面積が100㎡、高さが2mまでのもの。ただし、河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、載荷量が1㎡につき3t以下であるもの	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、載荷量が1㎡につき3t以下であるもの
そのほか土地の区画形質の変更	建築物の存する敷地内に限られ、長さ10m以下、高さ1m以下の盛土・切土で、自然崖に人工を加えないもの	自然崖に人工を加えないもの
木竹の伐採※	建築物の存する敷地内に限られ、高さが3m以下であるもの（自然崖に自生しているものを除く）	高さが5m以下であるもの。ただし、河川に接した土地では、高さが3m以下であるもの（自然崖に自生しているものを除く）

※木竹の伐採の例外規定

○土地の利用上やむを得ない場合の伐採で、講じられる措置が適切であると市長が認める場合。

○林産物の採取のための伐採であって自然的環境の回復を図るために講じられる措置が適切であると市長が認める場合。

(8) 森林法（昭和26年法律第249号）

史跡指定地の大半が、地域森林計画対象地域となっています。

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第088号）

史跡指定地の南側一帯が、特別保護地区青葉山となっています。

(10) 土砂災害防止法（平成12年法律第57号）

史跡指定地内の一部が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されています。

(11) 道路法（昭和27年法律第180号）

史跡指定地内に、青葉山線、追廻天主台線、追廻竜の口沢線、仙台城跡線、青葉山亀岡線の5本の市道があります。また近接して市道筋違橋通線があります。

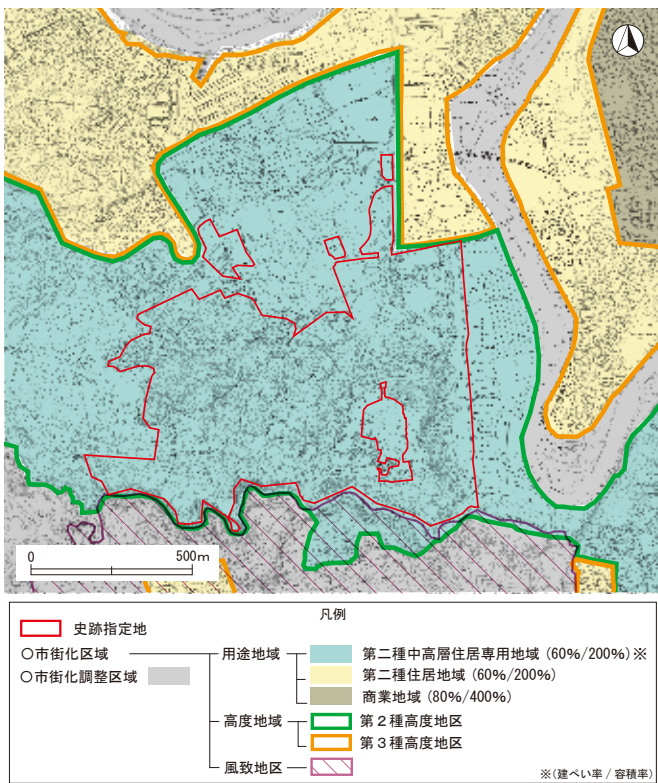


図 2-15 用途地域・高度地区・風致地区

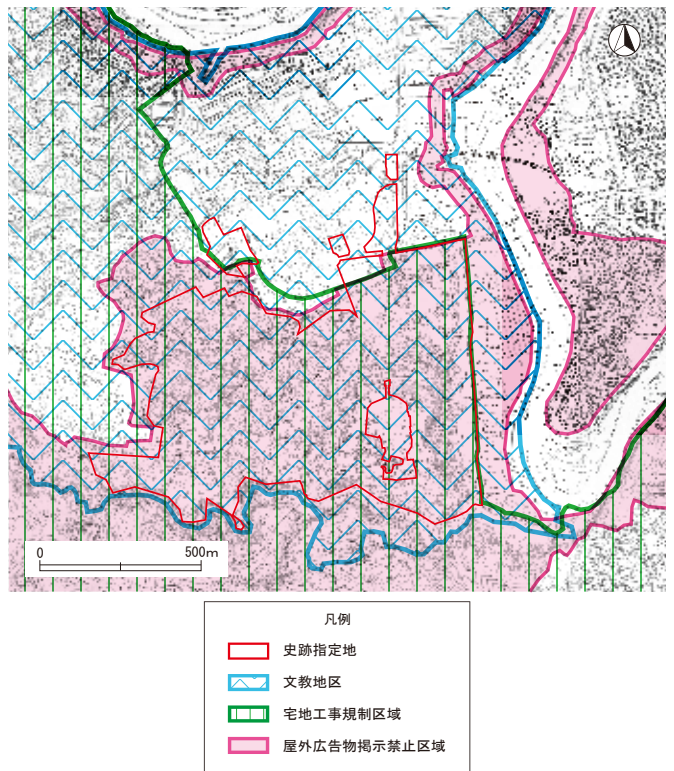


図 2-16 文教地区・宅地工事規制区域

・屋外広告掲示禁止区域



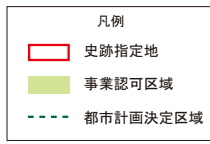
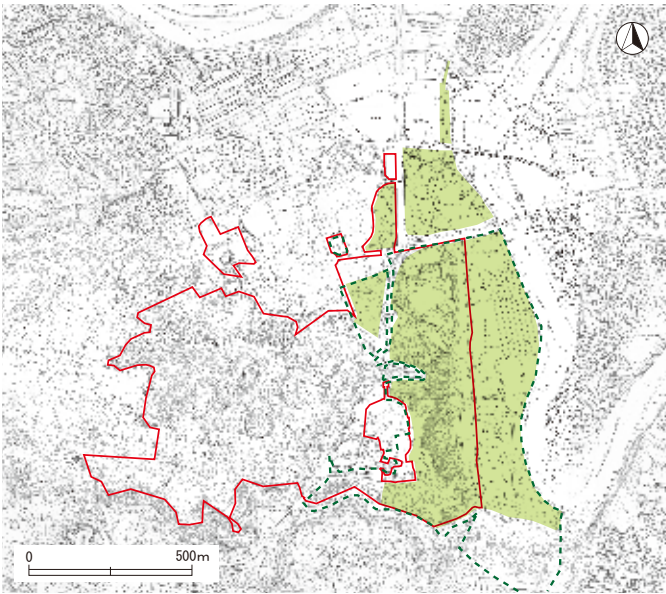


図 2-17 青葉山公園

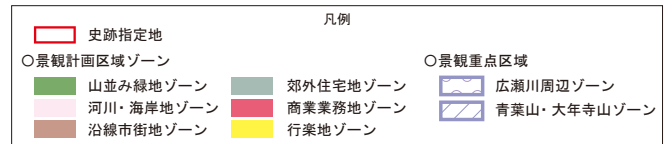
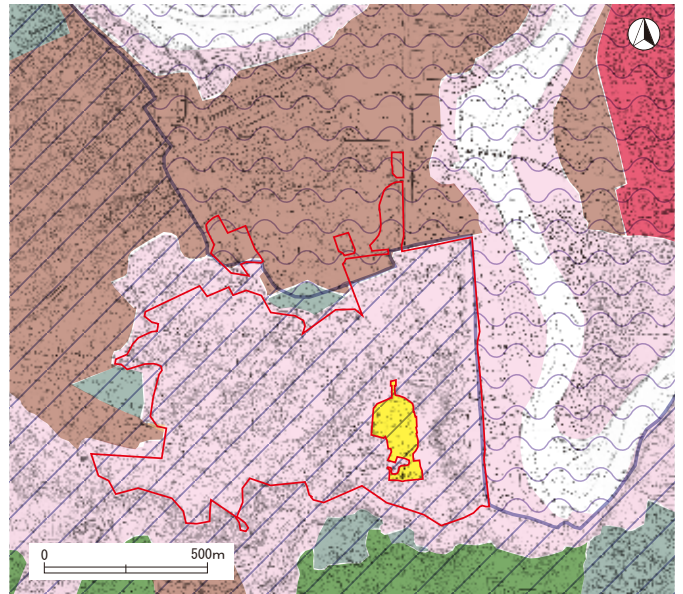


図 2-18 景観計画区域ゾーン・景観重点区域

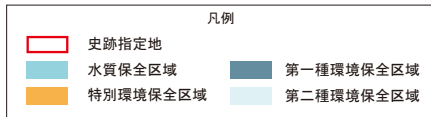
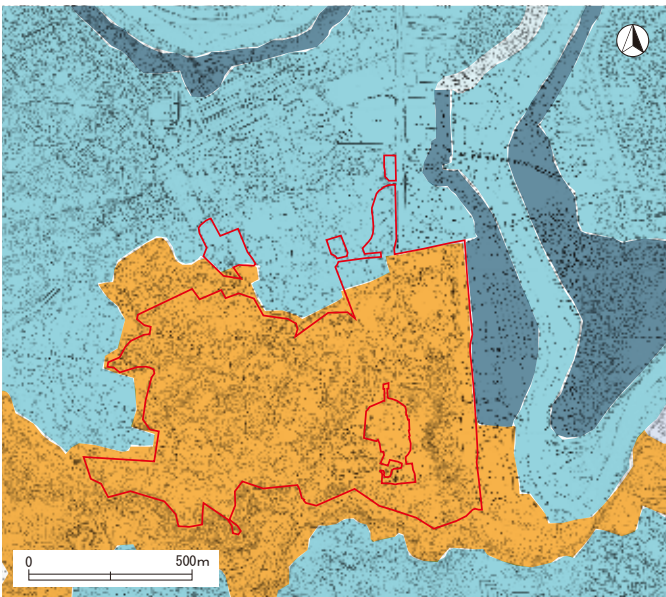


図 2-19 広瀬川の清流を守る条例

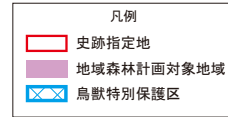
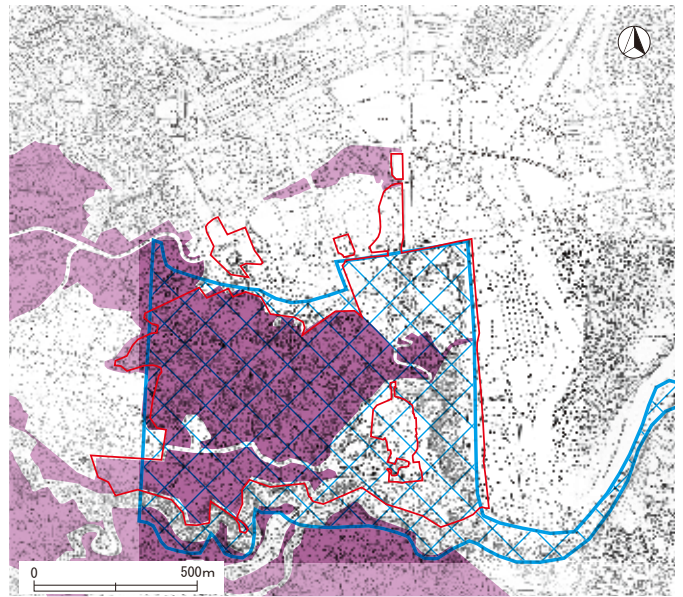


図 2-20 地域森林計画対象森林の範囲・鳥獣保護特別保護区



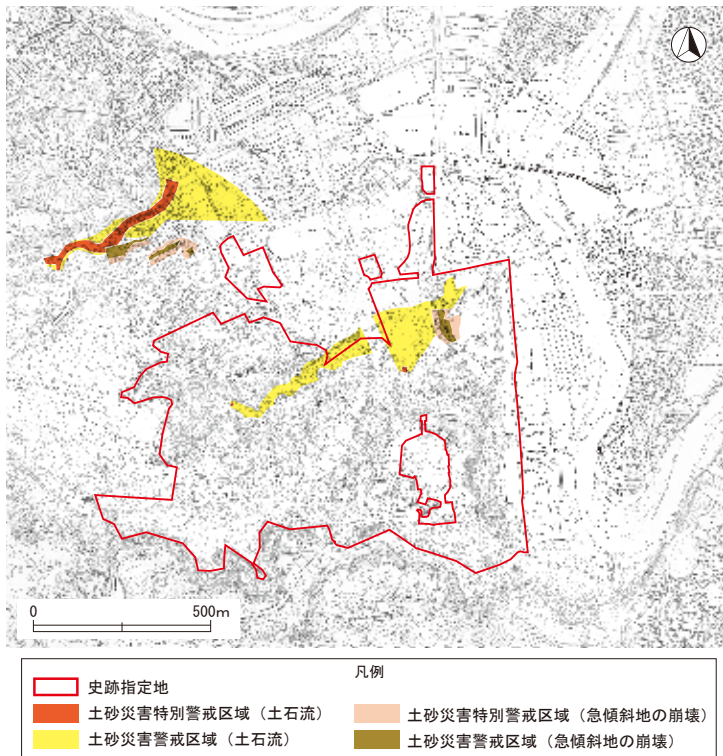


図 2-21 土砂災害防止法

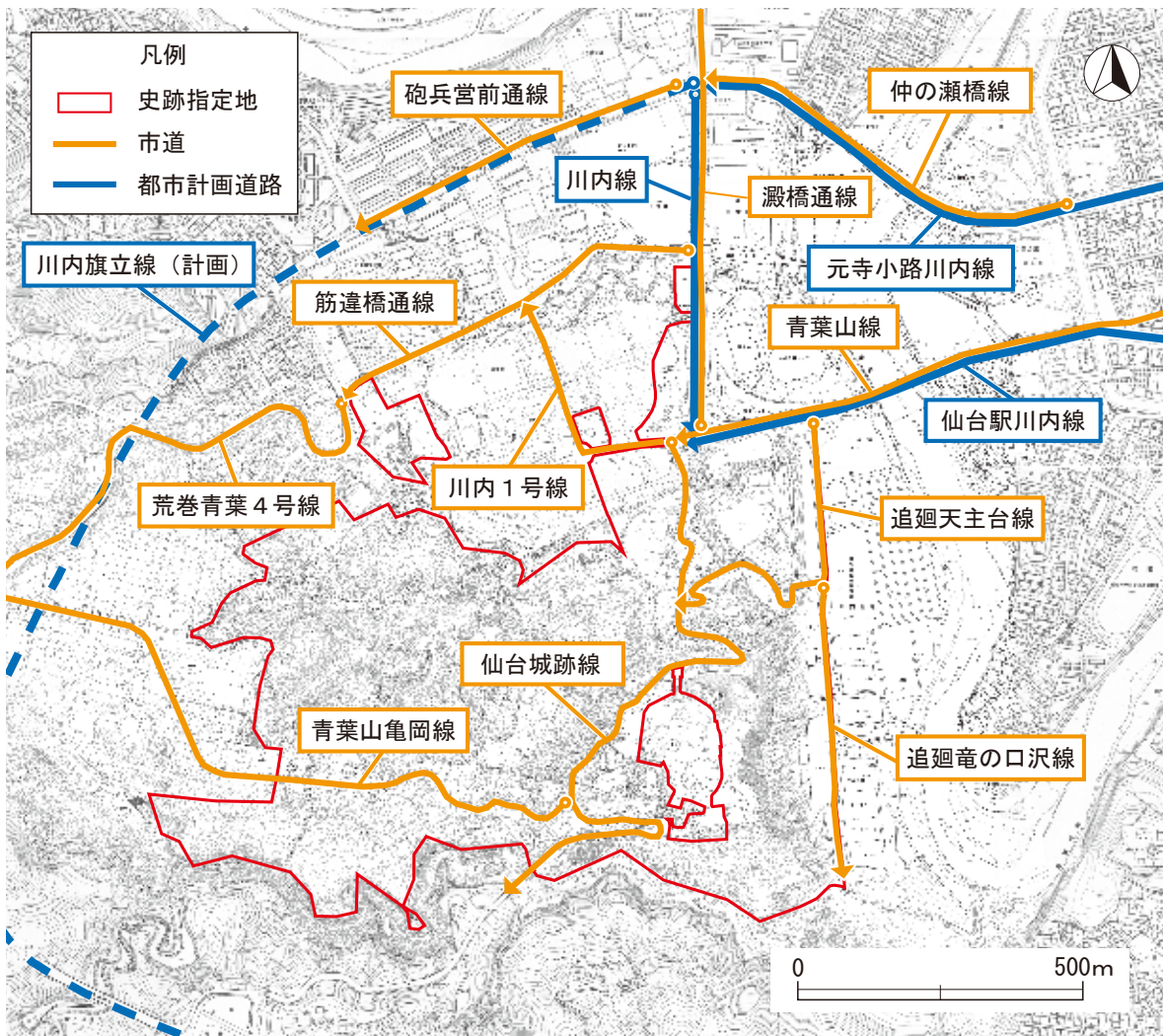


図 2-22 市道および都市計画道路



## 第3章 仙名城跡の概要

### 3-1 史跡指定の状況

#### 1 指定に至る経緯

##### (1) 当初指定

仙名城跡は、戦前から近世城郭の中でも第一級の遺跡であるとの評価を受け、国史跡指定は、かねてより仙台市民や歴史学研究者の念願となっていました。昭和63年(1988)、史跡範囲に関する諮問に対して仙台市文化財保護審議会から、「取り急ぎ史跡指定により保存をはかるべきと考える具体的範囲」が答申されましたが、史跡指定には至らずにいました。平成14年(2002)5月、本市は国に対して史跡指定の申請を行う基本方針を決定し、昭和63年の答申で示された範囲に基づき検討した約103haのうち、市有地と同意を得られた範囲約66haについて、平成15年(2003)初めに史跡指定の申請を行い、同年8月27日付の官報告示によって国史跡として指定されました。

##### (2) 追加指定

平成22年に二の丸跡の一部、平成24年に本丸跡西部が追加指定されています。

#### 2 指定の状況

##### (1) 指定告示

###### ① 当初指定

名称	仙名城跡
種別	史跡
指定年月日	平成15年8月27日(文部科学省告示第137号)
指定面積	662,257.36 m <sup>2</sup>
指定の地番	仙台市青葉区荒巻字青葉無番地の一部、 青葉区川内無番地の一部、12番の一部、14番、16番、1番2、1番3、1番4、 1番5、1番6、1番7、1番8、1番9、1番10、1番11、1番12、1番13、 2番、3番の一部、4番、5番、13番、17番、18番、19番、20番、21番、 22番、23番
指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号) 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

##### 説明

仙名城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置する青葉山丘陵が広瀬川に突き出した場所に立地する六〇万石余を領した仙台藩主伊達氏の居城跡である。城跡は、標高一一五メートルほどの丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配している。

慶長六年(一六〇一)、仙台藩初代藩主伊達政宗は中世在地豪族であった国分氏の城跡の千代城跡に、仙名城本丸の築造を開始した。本丸部分は二年ほどで完成したとされ、政宗の死後、二代忠宗により寛永十五年(一六三八)二の丸の造営が開始されている。

本丸は、東側を広瀬川に臨む六〇メートル以上の断崖に拠り、南側を標高差四〇メートル以上の竜

ノ口峡谷による自然地形によって画されている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には国指定天然記念物「青葉山」となっている御裏林が広がっている。

仙名城は、江戸期を通じて伊達氏の居城であったが、廃藩置県後、城跡は兵部省管轄となり二の丸に東北鎮台が置かれ、本丸御殿も解体された。その後、火災や空襲により城跡の建造物はほとんど焼失した。戦後は、城跡の主要地域を中心に仙台市により都市公園として整備されてきている。一方、西側の御裏林を含む地域は、東北大学附属植物園となっている。

現在、仙名城跡は、石垣修復事業が実施されており、それに伴う発掘調査が平成九年度から行われている。その結果、現石垣の背後から大規模な階段状石列や築城期石垣など三期にわたる石垣の変遷が確認された。それは、一七世紀代の地震により崩落した石垣を修復する過程の中で、縄張りが拡張整備されたものであるが、現在みられる切石積み<sup>\*</sup>の第三期石垣内側から第三期石垣に伴う階段状石列や第二期の野面積み<sup>\*</sup>が確認された。さらにその内側から第二期より傾斜の緩やかな野面積みの第一期石垣が検出されている。また、本丸からは石敷き遺構や大広間の礎石跡<sup>\*</sup>、異櫓跡などを確認している。出土品としては、金箔瓦やヨーロッパ製ガラス器、寛文の朱書のある石材や慶長十二年の墨書のある木簡などがある。

このように東北の大大名であった伊達氏の居城の仙名城跡は、発掘調査によって石垣の変遷や本丸地域の遺構が明らかにされつつあり、かつ石垣を中心とした遺構の保存状態が良好であることやわが国の近世を代表する城跡であることから、史跡として保護しようとするものである。

(『月刊文化財』479号 平成15年8月)

## ②二の丸跡の追加指定

追加指定年月日 平成22年2月22日 (文部科学省告示第18号)

追加指定面積 16,756 m<sup>2</sup>

追加指定の地番 仙台市青葉区川内29番

### 説明

仙名城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置する青葉山丘陵が広瀬川に突き出した場所に立地する、六〇万石余を領した仙台藩主伊達氏の居城跡である。城跡は、標高一一五メートルほどの丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配している。慶長六年(一六〇一)、伊達政宗は中世在地豪族であった国分氏の城跡の千代城跡に、仙名城本丸の築造を開始した。本丸部分は二年ほどで完成したとされ、政宗の死後、二代忠宗により寛永十五年(一六三八)に二の丸の造営が開始されている。本丸は、東側を広瀬川に臨む六〇メートル以上の断崖に抛り、南側を標高差四〇メートル以上の竜ノ口峡谷による自然地形によって画されている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には天然記念物青葉山となっている御裏林が広がっている。廃藩置県後、城跡には東北鎮台が置かれ、その後、火災や空襲により城跡の建造物はほとんど焼失した。第二次世界大戦後は、城跡の主要地域を中心に仙台市により都市公園として整備されている。西側の御裏林を含む地域は、東北大学植物園となっている。このように仙名城跡は、石垣をはじめ遺構の保存状況が良好であり、わが国近世を代表する城跡であることから、平成十五年八月二十七日に史跡に指定された。

今回追加指定するのは、仙名城跡の北西部に位置する二の丸跡西端部から武家屋敷および御裏林にかけての地区である。近隣の調査で二の丸の外郭を区画する塀跡が検出され、当該地がその延長に位置する。仙名城二の丸跡を構成する地区を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財』557号 平成22年2月)



### ③本丸跡西部の追加指定

追加指定年月日 平成 24 年 9 月 19 日（文部科学省告示第 151 号）

追加指定面積 24,631.36 m<sup>2</sup> [追加指定後の面積 703,644.72 m<sup>2</sup>]

追加指定の地番 仙台市青葉区川内 1 番 14、1 番 15

#### 説明

仙台北城跡は、仙台北藩主伊達家歴代の居城跡であり、仙台市の中心市街地の西方に位置する青葉山丘陵が広瀬川に突き出した場所に立地する。伊達政宗は、慶長五年（一六〇〇）、中世からの国分氏の旧城であったこの地に本丸の縄張始めを行い、翌年より普請を開始し、慶長七年ころには一応の完成をみたとされる。政宗の死後二代忠宗が二の丸の造営を開始し、翌年に完成した。城跡は、標高一一五メートルほどの丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配する構造である。本丸は、東側を広瀬川に臨む六〇メートル以上の断崖に抛り、南側を標高差四〇メートル以上の竜ノ口峡谷による自然地形によって画されている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には天然記念物青葉山となっている御裏林が広がる。近代以降、城跡には東北鎮台が置かれ、火災や空襲により城跡の建造物はほとんど焼失した。第二次世界大戦後は、城跡の主要地域を中心に仙台市により都市公園として整備されている。西側の御裏林を含む地域は、東北大学附属植物園となっている。このように、仙台北城跡は、石垣をはじめ遺構の保存状態が良好であり、わが国近世を代表する城跡であることから、平成十五年八月二十七日に史跡に指定された。

今回追加指定しようとするのは、本丸跡の西辺部にあたり、本丸詰門西脇櫓から本丸北面石垣を経て西門跡まで連続する石垣、および、そこから切通<sup>\*</sup>を経て仙台北城の搦め手<sup>\*</sup>である埋門<sup>\*</sup>に至る城壁面と、宮城縣護國神社の社殿等に囲まれた地域である。仙台北城を構成する重要な地域であることから、史跡に追加指定して保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』588号 平成 24 年 9 月）

### ④管理団体の指定

平成 16 年 2 月 27 日付で、国指定史跡仙台北城跡を管理すべき地方公共団体として仙台市が指定されています。

官報告示：平成 16 年（2004）2 月 27 日 文化庁告示第 5 号

### ⑤天然記念物の指定

名称 青葉山

種別 天然記念物

指定年月日 昭和 47 年 7 月 11 日（文部省告示第 104 号）

指定面積 385,153 m<sup>2</sup>

指定の地番 仙台市青葉区荒巻字青葉 12 番

指定基準 二 植物

(二) 代表的原始林、稀有の森林植物相

(九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

(十) 著しい植物分布の限界地

一 動物

(三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚

説明

本邦太平洋側の温帯林と暖帯林との接触地帯であり、面積約40万平方メートルの狭い地域の中に高等植物約700種、蘚苔類約140種が自生する。大部分は、モミを優占種とする美林で覆われ、その天然更新<sup>※</sup>がよく見られる。モミは岩手県中南部にまで分布するがモミ林としては、青葉山が北限である。林床にはヒメノヤガラ、ムヨウランなどの腐生のラン科植物があり、同じく同種の北限にあたる。モミに着生するランの種類も豊富である。

また、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、シロダモ、ユズリハ、タブノキ、モチノキなどの暖地性樹種に富み、太平洋側内陸部における集団分布の北限をなしている。

この森林には主なもので31科、125種の鳥類が生息または繁殖しており、竜ノ口溪谷に面する崖面にはチョウゲンボウが繁殖する。

このように自然林が、しかも大都市近郊に残存することはきわめて貴重であり学術上の価値が高い。現状 東北大学植物園として管理、公開されています。

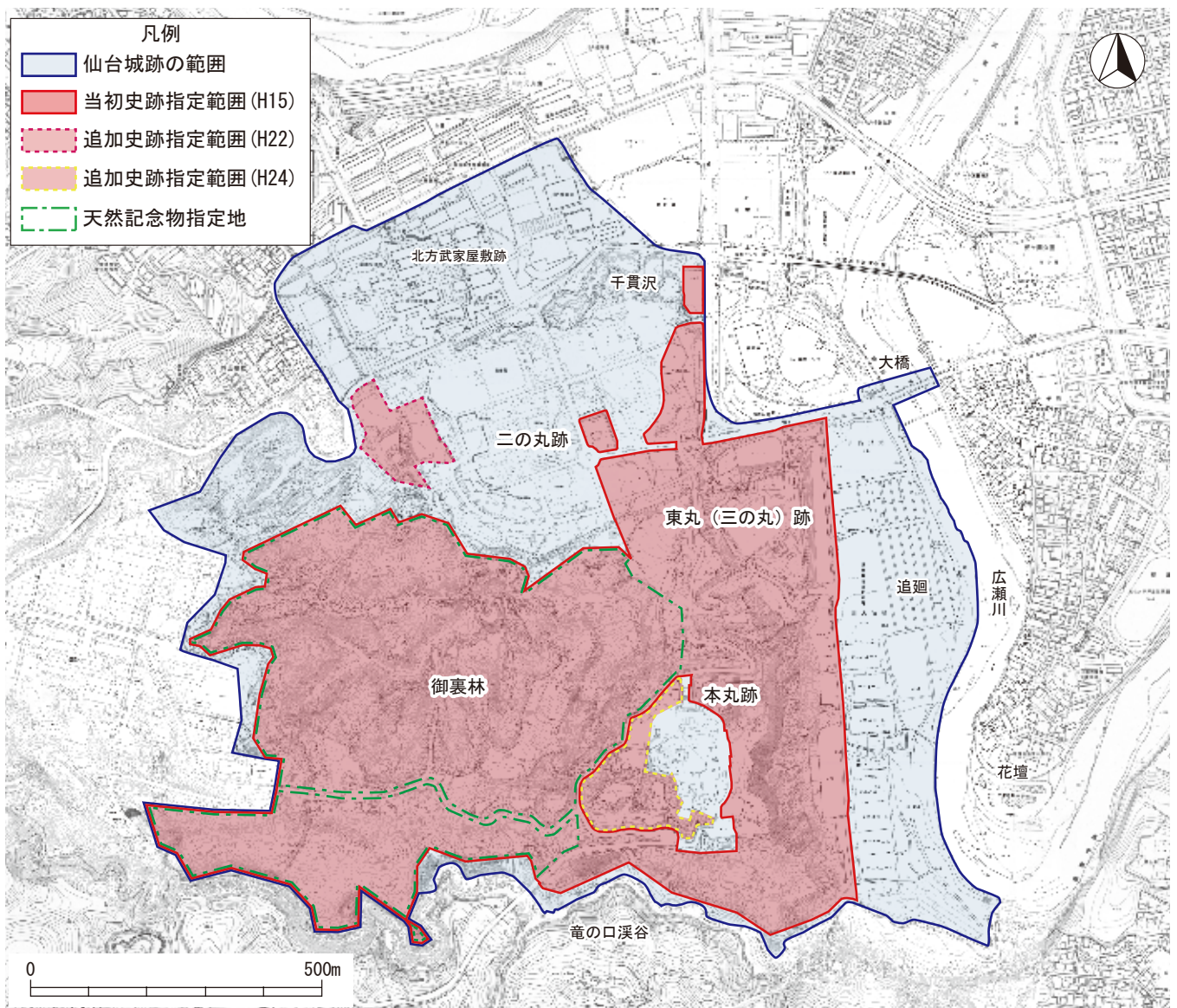


図 3-1 史跡仙台城跡および天然記念物青葉山の指定範囲



(2) 指定範囲と土地所有状況

公有地として、財務省所管国有地、文部科学省所管国有地、仙台市所有地があります。東北大学植物園は国立大学法人所有地です。本丸跡西部には民有地があります。

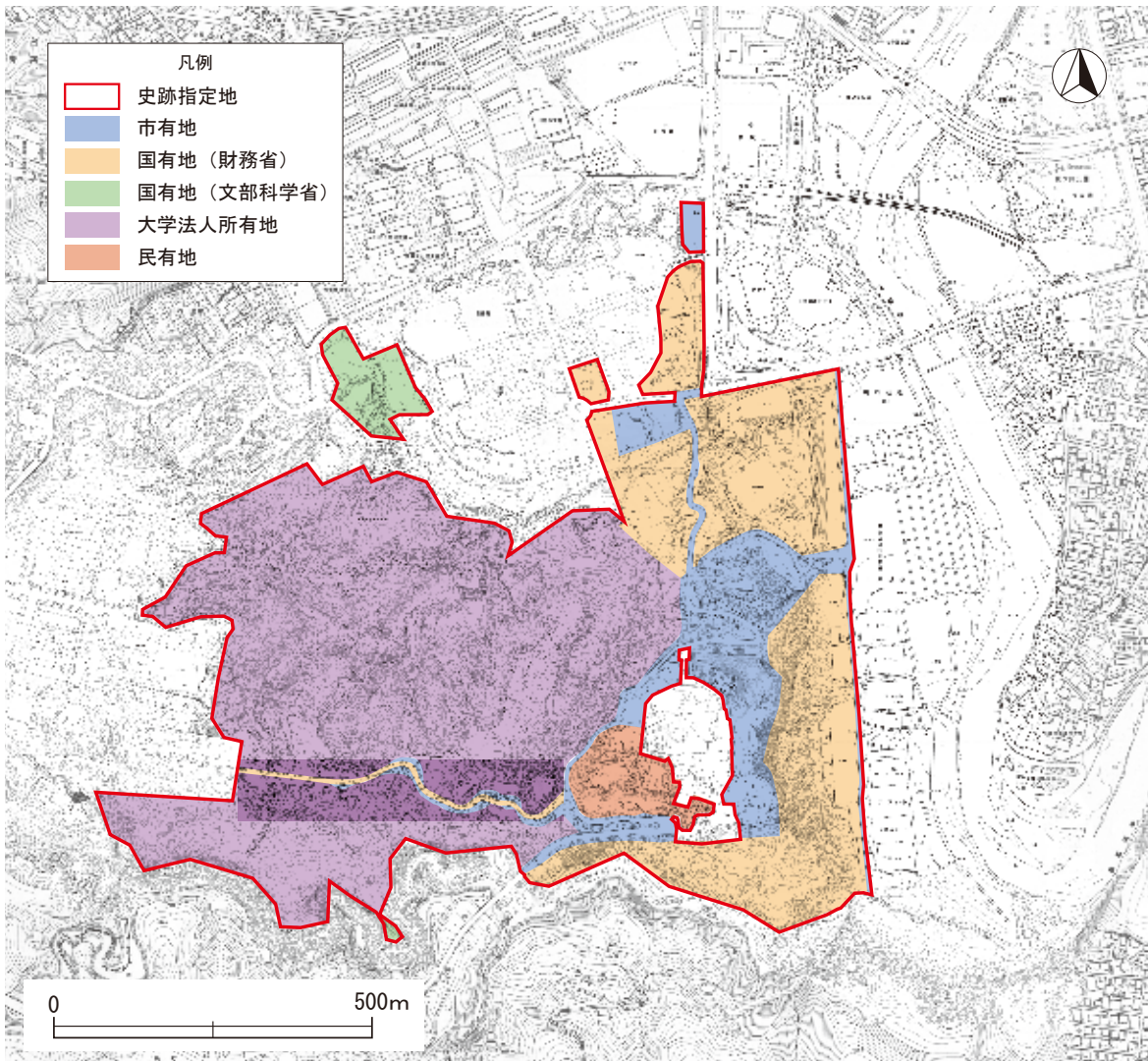


図 3-2 史跡指定地の土地所有状況

(3) 市指定天然記念物 (参考)

天然記念物青葉山に隣接して、杉並木が市指定天然記念物となっています。

名称 仙台北城二の丸跡南西境の杉並木 (部分)

指定数量 13 本

指定年月日 平成 18 年 (2006) 12 月 5 日

説明

仙台北城二の丸跡南西境に、27 本のスギが生育している。14 本は天然記念物指定範囲にあり、その外にある 13 本が市指定天然記念物に指定されている。寛文 4 年 (1664) の「仙台北城下絵図」には、二の丸に接してスギを表現したような林が描写されている。また、昭和 40 年 (1965) に植物園内で倒れたスギの年輪を数えたところ樹齢 330 年であり、直径は 97 cm であった。1965 年から 330 年前は 1635 年であり、寛永 12 年にあたる。二の丸の造営は寛永 15 年 (1638) であるため、倒れたスギは二の丸造営当時のものであり、現存するスギで直径が 100 cm 前後のものは、同じところから生育していると考えられる。